

第2条第1項第1号及び第2号	扶養している児童	民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者
第3条	法第14条	法第32条第3項において準用する法第14条
	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第3条第4号	母子世帯証明書	母子世帯証明書及び寡婦であるものの寡婦証明書
第5条第2項	母子及び寡婦福祉資金貸付委員会（以下「委員会」という。）	委員会
第5条第3項	母子福祉資金貸付決定通知書	寡婦福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金貸付不承認通知書	寡婦福祉資金貸付不承認通知書
第6条第1項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
	母子福祉資金借用書	寡婦福祉資金借用書
第6条第1項第1号	、就職支度資金又は就学支度資金	又は就学支度資金
第6条第2項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第7条第1項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
	、生活資金又は特例児童扶養資金	又は生活資金
第8条第3項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第9条第3項	母子福祉資金貸付金額増額承認通知書	寡婦福祉資金貸付金額増額承認通知書
	母子福祉資金貸付金額増額不承認通知書	寡婦福祉資金貸付金額増額不承認通知書
第10条第2項	母子福祉資金貸付減額決定通知書	寡婦福祉資金貸付減額決定通知書
第11条第1項	法第13条第3項	法第32条第1項において準用する法第13条第3項
	児童	20歳以上である子その他これに準ずる者
第11条第1項3号	政令第5条第2項	政令第33条において準用する政令第5条第2項
第11条第2項	母子福祉資金貸付継続決定通知書	寡婦福祉資金貸付継続決定通知書
	母子福祉資金貸付継続不承認通知書	寡婦福祉資金貸付継続不承認通知書
第12条	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第12条第3号	児童	20歳以上である子その他これに準ずる者
第13条	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第13条第4号	法第14条	法第32条第3項の規定において準用する法第14条
第14条第2項	母子福祉資金連帯保証人変更承認通知書	寡婦福祉資金連帯保証人変更承認通知書
	母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書	母子福祉資金連帯保証人変更不承認通知書
第16条第2項	母子福祉資金	寡婦福祉資金
第18条第1項	政令第14条	政令第38条において準用する政令第14条
第18条第3項	母子福祉資金貸付停止通知書	寡婦福祉資金貸付停止通知書
第19条第2項	母子福祉資金貸付決定取消通知書	寡婦福祉資金貸付決定取消通知書
第20条	政令第8条	政令第37条
第21条第1項	政令第8条第5項又は第6項	政令第37条第2項において準用する政令第8条第5項